

第8回伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉再建検討委員会 議事録

日時：令和4年7月13日（水）13：30～14：40

場所：伊方町中央公民館2階視聴覚室

1. 開会（事務局）

定刻前ではございますが、本日参加予定の皆様お揃いなので、ただいまから第8回伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉再建検討委員会を開催いたします。まず委員長より挨拶を申し上げます。

2. 委員長あいさつ

第8回の亀ヶ池温泉再建検討委員会につきまして、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。亀ヶ池温泉でございますけれども、設計関係の業務、これがほぼ完了に近づいてまいりました。いよいよこれからは、再建に向けた本格工事に向けて取り組みを進めていくというような段階になっております。また、今後の運営体制についても、どうしていいのかということを検討していく必要がございます。さらには、今年度に入ってから多くの温かいご寄付をいただいております。その寄付の用途についても今後検討をしていくというようなことにもなります。本日は、次第にありますように亀ヶ池温泉の再建工事、それから現在の寄付の状況、そして4月1日から仮営業をやっておりますけれども、これから本格工事也开始してまいりますし、そういう状況の変化等々を勘案して仮営業の運営体制の見直し、それから運営子会社の設立、こういった点もご審議いただきたいと思っております。皆様方の忌憚のないご意見、慎重審議をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

（事務局）続きまして議事に移りますが、議事進行につきましては本委員会の設置要綱に基づきまして委員長が行うこととなっております。これよりの進行は委員長よろしくお願いいたします。

（議事1）亀ヶ池温泉再建工事について

（議長）それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。お手元の次第がございますが、まず議題（1）亀ヶ池温泉再建工事について事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）それでは資料1ページをお開きください。亀ヶ池温泉再建工事について説明させていただきます。まず亀ヶ池温泉の再建事業についてでございますが、施設の概要といたしましては、2ページのA3の図面と照らし合わせてみていただけたらと思います。構成といたしましては、これまでありましたレストラン、物販スペース、キッズスペース、足湯等、既存の機能を生かしたまま、新たにラウンジ、キャンピングカーエリア、イベントテラス、今回重要な部分でもございます宿泊施設こちら7部屋ありまして、一般客室6部屋、家族兼福祉風呂1部屋などこちらが再建の施設の概要となっております。（2）の再建事業費は概算でございますが、現在進めておりますが、実施設計の方は間もなくできあがりとしております。そして早期再建を図ることを目的に、設計業者に事業費の概算の提出を求め、事業費を6月の補正予算で計上をいたしました。再建事業費の予算といたしまして、令和4年度、5年度の予算になります継続費となりまして、7億3342万5000円となっております。その内訳といたしましては下表のとおりでございますが、建築工事につきましては、4、5年度計5億8653万1000円。電気設備工事でございますが、こちらは4、5年度計で1億1906万4000円。併せて監理業務が発生いたしますが、4、5年度計で2783万円となっております。4、5年度の計上についてですけれども、これは伊方町の契約の約款によりまして、事前に払える部分、部分的に払える部分、こちらを考慮し計上させていただいております。なお、現在、新型コロナウイルス、また、ロシ

ア・ウクライナの社会情勢の影響により、事業費が変動する可能性は十分に考えられると思いますが、現在のところ、この金額になっております。続きまして、2番にあります。今後のスケジュールについて説明させていただきます。先ほど申し上げたように6月に予算計上を行い、現在設計業務を行っておりますけど、8月に入札を執行、9月で建築・電気設備工事、そして監理業務委託の契約を行うスケジュールでございます。この後、工期9ヶ月を想定しております、来年、夏ごろの開業を目指す次第でございます。こちらにつきましても、資材の調達状況によって開業が変動する可能性があることを予めご了承いただけたらと思っております。再建工事について、説明は終わります。

(議長) ただ今の事務局からの説明につきましてご質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

それでは、事務局から説明があったように再建工事について、実施設計も大詰めになっておおります。それが完了次第、入札・契約業務を行いまして、再建に向けた本格工事に着手していくということになります。今のところの予定でございますけれども、来年の夏ごろの開業を目指すこととしております。これについて特に質問がなければ次の議題に移らせていただきます。

(議事2) 寄付の状況について

(議長) 続いて、議題(2)の寄付の状況について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは資料4ページお開きください。寄付の状況について報告させていただきます。前回の委員会より3年度と4年度、こちらをそれぞれ掲載しております。令和3年度については数字の変更はございませんので、割愛させていただきます。令和4年度の方でございますけども、直接持ってきていただいた寄付金、これは手渡し及び現金書留になりますけども、8件、60万9642円、口座振込による寄付金、現在4口座でございますけども21件、6万1842円、募金箱を現在役場各所に4ヶ所設置しておりますが、3万2354円となりまして、4年度の合計は29件、70万3838円となっております。そして、合計につきましてですが、現在452件、1486万8535円と皆様の暖かいご支援をいただいております。なお、参考ではございますが、前回の委員会で報告した件数でいくと、440件、1458万8138円となっております。簡単ではございますか、寄付状況について報告を終わります。

(議長) 寄付の状況に関する事務局からの説明についてご質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

よろしいですか。

(議事3) 仮営業の運営見直しについて

(議長) それでは続きまして議題(3)の分に入らせていただきます。仮営業の運営の見直しについて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは資料の5ページをお開きください。仮営業の運営見直しについて説明をさせていただきます。亀ヶ池温泉につきましては、本年4月1日に仮営業を開始したところでございます。それでですね、運営に当たりまして、現在燃料費の高騰であるとか、レストランや休憩機能のサービスがなくなったことによる入浴単価の引き下げ、また利用者の減少などによりまして、令和4年度の収支計画は3000万円を超える赤字見込みが計画

されております。このたび、利用者からの要望もありました待合所の開設、休憩機能になりますけれども、こちらを整備したこと、また、9月から再建の本格工事が始まることに伴いまして、仮営業の運営を見直すこととしたいと考えております。詳細につきましては、これからご説明をいたします。まず、今年度の収支予定額は3121万9000円の赤字見込みでございます。それに伴いまして、できる限りの見直しを図っていきたいと考えておりますが、主に三つございます。一つ目は、料金の値上げでございます。現在、町内の方は300円、町外の一般の方は400円、小人につきましては100円という、状況となっておりますが、料金値上げの1案といたしましては、町内外の方、小人それぞれ100円上げております。そして、二つ目でございますが、町内の方につきましては、400円の100円値上げでございます。そして、町外の方、一般の方500円と100円値上げでございます。ただ、町外の一般の方の65歳以上につきましては、400円の据え置き、小人につきましては100円値上げの200円。値上げによる効果は約470万円の収入の増加が見込まれると試算できております。ただ、町内の高齢者の方の値引きがないと思われる方もございますが、現在、伊方町の政策といたしまして、町内の方65歳以上につきましては、5回分の高齢者優待券を配布しておりますので、そこで対応ができていていると考えております。2つ目ですけれども、営業時間の短縮でございます。現在、午前10時から午後9時まで時間営業をしておりますけれども、6ページを見ていただきますと、曜日・時間帯別の表を掲載しておりますが、(1)11の20時から21時のお客様の割合が約2.6%というところで、一番少ないところを削減させていただければと考えており、改善策といたしましては、午前10時から午後8時までに見直しをいたしますと、230万円程度の支出削減が図られると試算しております。3つ目ですけれども、週1の休館日の設定でございます。現在、毎月第4木曜日を休館日と定めおりますけれども、見直す策といたしまして、再度6ページをご覧いただき、(2)の売り上げの下表を見ていただきますと、木曜日が一番売上げが少ないというところでございます。そこで、毎週休館日を設けることによると約290万円の支出削減ができると試算しております。これらをすべて見直しいたしますと、約1000万円の収支が改善できるというふうに試算しております。この見直し時期については、冒頭申し上げたように、9月の再建工事、また待合所の開設などによりまして、9月から実施いたしたいと考えております。最後ですけれども、重複いたしますが、待合所の開設というところで、現在、休憩所がなく、夫婦やお友達が待合するスペースがないというところで要望を受けまして、入口前にベンチを設置しているほか、既存施設でございます休憩場を待合所として、現在開設しております。簡単ではございますけれども、ご説明は以上でございます。皆様お諮りをお願いいたします。

(議長) はい。ただいまの仮営業の運営見直しの事務局からの説明についてご質問等ありますでしょうか。

(総務課長代理) よろしいでしょうか。

(議長) どうぞ。

(総務課長代理) 時間帯の見直し、要は札止めの時間を早めるというふうなことになると思うんですけども、これは、この運営委員会の中で決まりました、すぐ9月から実施することになるのでしょうか。

(議長) 事務局いかがでしょうか。

(事務局) この運営委員会で決まりましたことについては町長の方に報告をいたしまして、9月から実施するようにしております。

(総務課長代理) よろしいですか。

(議長) どうぞ。

(総務課長代理) それであれば、もしかしたら人の多い時間帯を避けてわざと遅く入っているという方がおられるかもしれませんので、周知の方は早くしていただいたらと思います。

す。

(議長) 事務局いかがですか。

(事務局) 周知の方は迅速に対応し、広く周知できるよう行いたいと考えております。

(議長) その他ございますか。

(アドバイザー) 周知の方ですけど、どういう手段、媒体を使って、どういう方法でやられるっていうのが一つと、もう一つ、今現在月 1 回のお休みですよね。月 1 回お休みしているのを週 1 回お休みっていうことでお休みが増えてしまう。そうすると当然その経費も減少はするのだけれども収入も減っちゃうよね。そのあたりの差額で、290 万の改善があるというふうに理解していいのか、そのあたり 2 点あります。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) 周知方法といたしましては、町の広報、ホームページ、SNS と使える媒体は使い、広く周知を図りたいと考えております。改善策については、支出の削減を先に試算をいたしまして、そのあと休んだ場合の収入減、これは主に入浴料になろうと思っておりますが、そこを差し引いた額で今回資料の方に反映させていただいております。

(議長) その他ございますか。A 委員いかがですか。

(委員 A) 利用料金の値上げっていうことでこれ出ましたけども、町内の方であれば 300 円から 400 円に上がるということですけど、ほとんど毎日行かれる方は 100 円でも違ったら負担になるかとは思いますが、周りの例えば八幡浜市の温泉施設とかに比べて料金的なものはどんなんですかね。ちょっと分かっていたら教えていただきたらと思います。

(議長) 事務局よろしくお願いたします。

(事務局) 近隣の施設の入浴料金なんですけども、八幡浜市のみなと湯さんの方におきましては、この 7 月 1 日で料金を改定しております。大人の方は 650 円、シルバー 65 歳以上の方は 600 円、お子さんにつきましては 200 円でございます。そして八幡浜市の大正湯の方では、銭湯になりますけども大人の方 400 円、6 歳以上 12 歳未満になりますけども、150 円、6 歳未満の方は 60 円という価格になっております。大洲市の臥龍の湯につきましては大人 600 円、子供 200 円でございます。そして、西予市にあるユートピア宇和では、大人 500 円、子供が 250 円、65 歳以上及び身障者の方については 400 円という価格になっております。

(委員 A) 決して高くはないということですね。近隣の温泉・銭湯と比べても、値上げをした価格でも高くはないことですね。

(事務局) 周りの状況見ますと高いという印象は受けないと思います。

(委員 A) はい、わかりました。ありがとうございます。

(議長) その他ございますか。

(建設課長) 関連して価格の部分ですけども、今回、値上げに関しては、皆様のご理解をいただくというのが前提になろうかと思うんですけども、要は営業の運営を見直すというところで、時間の短縮や休館というのはそもそも工事が始まったりだとか、やはり、どこかでは出てくるのかと思いますが、料金の値上げっていうものの根拠としてここに示されているものが待合所の開設であるとか本格的な工事の開始であるとか示されているんですけど、そこで理解を得ることってできるんでしょうか。経営改善というものは、根底があるのでしょうか。

(議長) 事務局の方ございますか。

(事務局) まず建設課長がおっしゃられたように、まず利用者の方の理解っていうのが一番考えております。その中でまず周知をする人にあたりまして、今回私が申し上げたところにつきましては待合所の開設であるとか、9 月からの本格工事の開始、それらを踏まえての料金の値上げというところがございますが、資料の上段にも記載しておりますとおり、燃料費の高騰でありますとか、利用者の減少、それらも値上げの理由としてはございま

すので、周知を図る際には内部で協議をいたしまして、皆さん理解を得ることができるような周知をしたいと考えております。

(建設課長) そこはしっかりと言葉の表現等々を含めていただいて、周知の際には注意を払ってやっていただく、ただ単にこれ(資料)だけを見るとサービスは低下するけれども料金は上がりますという風に間違えて見えてしまうお客様もいますのでその辺はこうだからということを示したうえで理解を得るということを整理して発信する必要があると思います。その辺をよろしく願いいたします。

(アドバイザー) 先ほどのご説明でみなと湯が7月1日付けで値上げをされ、実際 650 円ですね、値上げの理由っていうのは原材料価格の高騰とかなんか周知はあるんですか。

(事務局) ホームページの方に掲載があったんですけども、昨今の原油価格の上昇に伴う光熱費等の値上げにより改定をしたという表記がございました。

(アドバイザー) 要するに燃料費の値上げということなんでしょうね。確かに 3 割ぐらい上がりますから。燃料費としてはね。

(保健福祉課長) 私もちっと料金の関係で。伊方町子育てのまちいうことで頑張っておるので、子ども料金だけでも据え置きいうことでお願いできたらと考えております。子どもだけでいくことはまずはないと思いますんで、大人と子どもで行っても 200 円の値上げになってしまうということもありまして、子ども料金については据え置きを検討していただけたらと思います。

(議長) 事務局いかがですか。

(事務局) ただいま中田委員からご意見をいただきまして、ここでの回答はすぐにはできないんですけども、内部の方で早々に検討をさせていただきまして、それも回答させていただければと思っております。

(議長) 亀ヶ池温泉の運営会社のほうから収支計画が上がってきていると思いますけれども、その中で、燃料費はどのくらいのアップというような形になっているんでしょうかね。

(事務局) まずですね、参考情報といたしまして、当初、昨年末に、クリエイト伊方さんの方から出てきました計画によりますと、燃料費の方が 1300 万円を計上し計画書を出していただきました。ただ、燃料の高騰に伴いまして、最終の計画書では 2100 万円の燃料費の計上をされております。これはもう燃料費の高騰といった理由でございます。

(議長) 燃料費以外に経費が上昇した項目はあるんでしょうか。その内訳が分かれば。

(事務局) 大きく上昇をした項目というものは特に目立つものはなく、その燃料費の高騰をはじめ、収入の減少というものがありまして、今回大きな赤字が見込まれているといった理由がございます。

(議長) 私の感覚で言えば、やはりレストランとか休憩機能が無くなったことによって、当初設定した入浴料金を銭湯的な価格ということでの設定をしている。銭湯ですから、八幡浜市でいえば大正湯さん、そういうようなところになるのかなということでございます。なかなかレストラン、飲食を提供するというのは難しいんですけども、今回ベンチを置いたり、それから既存の休憩所、これまで宴会場として使っているところを待合室、休憩スペースとして開放するというような手立てを考慮させていただいております。そういったサービス面で多少は配慮させていただいたうえで、さらにどうしても燃料費の高騰ということによる経費の上昇分は大幅な利用増とかそれを望めないなかでそれを何とかやっばり解決をしなければならないというようなことを運営日や時間の変更、料金の値上げもさせていただくということで案を事務局が提示されたということで改築はしております。参考までにそういった中でまず(1)の利用料金の値上げでございますけれども、まず、これ①と②の案が提示をされております。先ほど小人の分は町長の方に報告させていただくとして、①②についてどちらが良いというような、これは事務局としては、①②を出したということは、この検討委員会で委員の皆さんの意見を集約して、どちらが多かったという報告を町長にしたいというような考えですかね。

(事務局) はい。

(議長) そういうことでございますので、①と②でしたらどちらのほうがというのは、これはもう採決を取る以外にないかなと思うんですけれども、いかがでございましょうか。採決を取らせていただくということによろしいでしょうか。ご意見がございましたらお願いいたします。

(アドバイザー) これ仮に 65 歳以上が伊方(町内)というのは何か証明を見せるんですかね。どうされてますか。

(委員 C) 基本的にはフロントでは求めません。お客様から免許証であるとか提示してくることはあるんですが、見た目とかそういう判断で見た目も最近は若い人が多いのでわからないですけど。ただ自己申告ということで通してます。

(アドバイザー) 分からないのに 70 歳で 500 円出したら 65 歳以下と思ってありがたいとございますになっちゃうわけだ。

(委員 C) 多く取りすぎたらですか。

(アドバイザー) そうなるんだよね 65 歳仮に②でいくんであれば 65 歳以上なんだけど、500 円出すと受け付けの人もね、この人 65 歳かなと思ってそれ取っちゃう可能性もあるわけよね。

(委員 C) そうですね。そういう場合もあります。ただ、明らかになっていう方には声かけをして。

(アドバイザー) ただどこの浴場でもでも一応、こういうこと書いていますけど、どこも確認はできてないんですよ。お客様に「失礼ですけどお客様 65 歳以上でしょうか。」なんてね。身分証明書も見せてなんてあまりおそらくやらない。

(議長) お客様の申告に基づきでしょうね。明らかにというような状況があった場合には、免許証を見せていただくとか、その辺は。

(委員 C) 町内か町外の方でもランダムですけど、会員証を提示してくださいということは声掛けしています。ただ 65 歳以上の方に限ってはそこまできっちりしてはしていない。

(アドバイザー) 私、一般論なんですけど、あれだけの亀ヶ池温泉の設備、温泉だけで見れば私は 650 円とってもいいぐらいの設備なんです。かなり広さがありますし、サウナもありますし、露天風呂もありますし、そんなイメージからすると 500 円でも 600 円でも十分かなという感じはしているんですよ。それだけの設備持っているということは、この場では申し上げたいと思います。

(議長) ただ、残念ながら、レストランとかそういうあのリラクゼーションルーム。そういったところが。

(アドバイザー) 資料 6 ページ目のデータ関係、ちょっと驚いたんですが、これはですね例えば、1 番と 7 番と 11 番というところが、大体来客割合として 12%ですね。11 番のところに 20 時から 21 時までの間が 2.6%なんです。これは実は前にレストランが開業していたときのちょっと割合も頭に入っていたので見てみると、逆にその時は 11 番も逆に 12%ぐらいで非常に多かったですね。これはやはり委員長言われましたようにやはりレストランがなくなって、やはり 20 時以降で来るお客様が減られたのかなと。これはもうレストランがなくなったことの影響かなと思います。ですから 20 時以降はしょうがないなという気持ちにはなりました。ただお値段的にはですねやっぱり一般 500 円でも十分いけるような設備を持っておられるからどうかと。それともし町内の方でリピーターとかやったら、例えばその回数券を安く売ってという形でやる手もあるかなと。町外からの一見さんとか、旅行者とかいう方は、例えば 500 円でも十分満足されるような設備である。町内でリピーターの方は、やはり一見さんは回数券なんか買いませんから、回数券の中で例えば、400 円ぐらいの価値があるような回数券を売ってですね、リピーターについての救済というか、町内の方はリピーターをお願いしますような施策を考えられるかなというふうにはちょっと思ってます。

(議長) 兵頭支配人がいらっしゃるんですけど、事務局のほうからございますか。

(事務局) 今現在回数券を発行しているというふうに確認しておるんですけども、回数券を買われる方っていうのは結構な割合でいらっしゃいますか。

(委員C) そうですね。火災前によくこられた方は、回数券 1 回ずつお金出して券売機で買うのが面倒ということで回数券を買われますね。それ以外の新規では、実際、聞いてはないうでわからないんですけどそれほど無くなっていると思います。火災前に常連の方がよく回数券買われます。あとフリーパスがあるんですけど、フリーパスは今休止中なんでフリーパスを販売したら、今アドバイザーが言われたような地元のコアな常連客がまだ増えるんじゃないかなっているのは思います。

(議長) ちょっと整理をさせていただくと、回数券は今現在は販売は・・・

(委員C) 現在しています。

(議長) (回数券の販売を) 分かっている人たちは、新規の人ではなくわかっている方たちは購入される。

(委員C) はい。要望で販売開始しました。

(議長) 4月1日から。

(委員C) 途中からです。最初はもう煩雑を防ぐために料金も安い設定で入浴料も 300 円 400 円なんでそういう割引はやめようということでスタートしたんですが、要望が多かったのも、またちょっと途中から回数券だけ販売しました。

(議長) それはもう5月に入ってから。

(委員C) ちょっとはつきり覚えていないですけども5月入ってからやったと思います。

(議長) フリーパスの方はやっていないということ。

(委員C) そうですね。仮営業ということでこの9月1日からの料金改定するんであれば合わせていろんなサービスもポイントカードというのもちょっと検討してもいいかなと思っております。

(議長) 今のフリーパス等々の話は9月の料金改定に伴って利用者のサービス向上という点で検討をいただくということで、利用料金の値上げについて、ご質問等も出尽くしたんじゃないかと思うんですが。

(建設課長) 冒頭の説明を理解できていなかったんですけども、①と②の違いのところの65歳以上の料金のところで、健康増進事業で券の配布というところを言われたと思うんですけど、あれの料金とこれはどういう風にリンクしているのですか。

(事務局) これはですね、町の方が5回分のチケットを65歳以上の町民の方に配布、これはもう入浴料相当額に値しますので、実際値上げをしようが、入浴者の方は無料で、入ることができるものになります。

(議長) 要は無料券ということ。

(建設課長) 400円だろうが500円だろうがその金額で使えますよということですね。400円が500円になったところで100円余分にくださいよというではないんですね。

(議長) 健康増進施設ということで町民の皆さんのですね、そういうものもございますので65歳以上の高齢者の方には5枚無料券をお配りしているところがございます。そのほかございますか。よろしいですか。採決をとってよろしいでしょうか。もう一度簡潔に、事務局の方から、この①と②、もうあの見直し後のあれでいいんですが説明をお願いします。

(事務局) ①の見直し後については、町内の方400円、町外の方500円、小人につきましては、200円というすべて現在の価格より100円アップという形になっております。②につきましては、町内者、小人につきましては①と同様でございます。ただ、町外の一般の方、これにつきましては、65歳未満が500円。65歳以上が400円。なお、65名の方も町外の方が100円下がっており、現在の価格を据え置きといったような料金設定にしております。

(議長) 要はもう、町内・外で分けております。町内の方は400円、町外の方は500円、②の場合

は、町内・外で分けておりますけれども、町外の 65 歳以上の方は町内の方と一緒に 400 円というような設定という案でございます。要は高齢者は町内だろうが町外だろうが 400 円と②はさせていただくということです。あと、町外の高齢者以外の方は、500 円にさせていただくというのが②の案でございます。それでは、採決のほうを取らせていただきます。①が良いんじゃないかと思われる方挙手をお願いいたします。そしたら②が良いんじゃないかと思われる方。はい。わかりました。そしたら、①が。多数の占めましたので、①が多数であると。いうようなところでですね、町長のほうには報告をさせていただきたいと思えます。そもそも値上げについては燃料費等の高騰でやむを得ないということですのでよろしいでしょうか。これはもう、委員全員の方異議がないということでこちらのほうで整理をさせていただきます。よろしく願いをいたします。次に、(2)の営業時間の短縮でございますけれどもこれについて短縮する必要がないという方がいらっしゃいましたら挙手をお願いしたらと思えます。

(挙手なし)

はい、そしたら営業時間の短縮については、10時から8時までの1時間短縮、続いて週1回の休館日の設定でございますけれども、これについて見直す必要がないという方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

はい、これについても、今までは月1回でございましたけれども、毎週1回、休館日を設けると。これについて何か事務局の方ございますか。

(事務局) 改善策といたしまして、週1回休館の曜日なんですけれども、記載しているのは木曜日を挙げておりますけれども、これは過去の統計を取りまして一番木曜日が少ないという判断で記載しておりますが、近隣の施設の状況については、八幡浜市の大正湯さんが毎週月曜、そして八幡浜のみなと湯さんについてはお休みがありません。そして大洲市につきましては臥龍の湯さんが毎月第3月曜日、同じく大洲市の小藪温泉さんが毎月第4火曜日、そして西予市のユートピア宇和さんが毎月第4月曜日、他の施設の休館日の方の月曜日、火曜日といったような状況になっております。この木曜日が最適なのか、利用状況によりまして一番少ないので(木曜日休館の)案を出しておりますけれども、ここにつきまして委員さんに今一度ご協議いただきたいと思いますと考えております。

(議長) 何か木曜日以外の状況設定したほうがいいんじゃないという意見はございますか。亀ヶ池温泉の場合はもう月に1回でしたけれども、毎月第4木曜日をお休みしてきたというような経緯がございます。それと、統計をとった結果、木曜日の利用者、それと収入が最も少なかったというようなエビデンスをもとに、木曜日という提示をさせていただいているわけなんですけれども。

(建設課長) 合計が1週間の統計で決定するのちょっといかがかなと思うんですけれども、このデータをもとに客観的に設定されるものは特に問題ないかなと思うんですが、それと毎週の休館日ってことになると工事も始まることですので、利用者の方にさらなるご迷惑をかけさせないように工事工程等にも十分休館日っていうのを活用しながら進めていく必要があるのかなという風に思います。そのあたりはしっかりやっていただきたいなと思います。

(保健福祉課長) ちょっと確認なんですけど、毎週木曜日で木曜日が祝日の場合も当然木曜日も休館ということでよろしいですか。

(事務局) 支配人のほうに確認なんですけれども、これまで毎月第4木曜日が祝日の場合は翌日に休館ですよ。

(委員C) 祝日にあたる場合は、翌日の金曜日が一応定休日。

(事務局) 事務局としてはこういった考え方で、やはり祝日っていうのは収益を得るタイミングなので、そこはずらしての休館日設定をするのが最適かと考えております。

(議長) ずらすのはわかりますけど、事務局としては木曜日、祝日の場合はこれまでどおり翌日を

休館日とすると。曜日についてはよろしいでしょうか。毎週木曜日ということで。
(アドバイザー) 他のところは月曜日休みのところが多いですね。おそらくですが、統計的にとって月曜日が少ないから休みという理由ではなくて、おそらく土日が忙しかったから月曜日ぐらい休みたいなという理由からして多分月曜日にお休みをとっているところが多いと思います。ただ将来的なことを考えますと、やっぱり八幡浜のみなと湯さんみたいに年中無休が基本だと思います。特に休みの時は例えば機械設備メンテだとかいうところで2, 3日お休みしますよというのが年2回ぐらいで、あとは基本的にはもう年中無休だというのが一番繁盛するとこの温浴施設の条件ですね。これは将来的な話なんで今すぐどうのこうのではないんですが、例えば、みなと湯さんもそうなんですが、松山のていれぎの湯もそうですね、基本的に年中無休です。朝からかなりのお客さんも来られてやっていますし、当然その機会設備の交換とかなんかであれば2, 3日~1週間休むというのがありますが、基本的に年中無休いうことでお客様についても休みがないんだということで、お客様がだんだん増えて相乗効果もあるんで将来的には例えば年中無休を基本にするっていうことも視野に入れていかないといけないと思います。将来的に。特に道後温泉あたりでは宿泊機能と併設してるところがありますので、年中無休っていうのが基本と。道後温泉本館が休みということは聞いたことない。工事関係以外はですね。そういうことを含めてやっぱり将来的には基本的に年中無休というのが一般論ではありません。

(議長) 本格再編後の営業時間等については検討させていただくとして、この仮営業期間中の営業についてはそしたらもう毎週木曜日ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

そういうことにさせていただきたいと思います。そういったところで収支を1000万円程度改善をしていきたいと、これは我々運営側の話ですけれど利用者にとっては値上げ等々伴いますので周知については早めに様々な媒体を使って実施をしていくというようなことを行って、見直しの時期については本格工事を始める9月からいうことで考えております。そしたら仮営業の運営見直し全般について何かございますか。

(意見なし)

よろしいですか。

(議事4) 運営子会社の設立について

(議長) 続いて議題の4、運営子会社の設立について事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは資料7ページをお開きください。亀ヶ池温泉の経営を担う子会社設立についての案でございます。亀ヶ池温泉につきましては、亀ヶ池温泉再建検討委員会本委員会におきまして、収益構造の見直しによる施設の再構築についてご検討いただきながら再建を進めてきたところでございます。再建後の経営にあたりましては、赤字体質からの脱却を目指す町の方針に沿いまして、指定管理者である株式会社クリエイト伊方さんの子会社といたしまして、亀ヶ池温泉の経営を担う新会社へ運営新会社を設立し、独立採算による経営を行うとともに、必要な人員を確保したいと考えております。大きく3つございまして、まず1つ目は役員体制でございます。こちら子会社の役員といたしまして取締役を3名配置する予定でございます。なお資本金なんですけれども、こちら100万円といたしまして、出資割合を伊方町が60%さんの方で40%の負担というふうに予定をしております。2つ目に職員の採用方法でございますけれども、温泉の必要な職員は以下のとおり行うんですけれども、施設の名称なんですけれども亀ヶ池温泉亀乃湯別邸で仮称でございます。職員の採用の募集主体として、親会社でございます株式会社クリエイトさんの方に行っていただきます。ただし令和4年10月1日に運営新会社を設立する予定でございますのでそこに引き継ぐことにしております。続いて募集についてですけれども、職員については現在の従業員でございます経験者、現温泉からの移設者及び新卒採用者、

経験者というのはこれまで他の施設等でノウハウを持っている方でございます。これらを30名程度採用方法を予定しており、待遇につきましては給料ほか諸手当等の負担行いまして、週休2日、①は複業でございますけどもマルチワーク制度を設けまして、希望者には町内に住宅を案内することにしております。内訳としまして支配人1名、料理長・副料理長それぞれ1名、フロントマネージャ1名、温泉設備マネージャー1名、サブマネージャー5名程度、スタッフ10名程度、パート10名程度を想定しております。続いて新卒者の月給に関してなんですけども、伊方町の給与体系を同等程度といたしまして高卒につきましては15万4000円程度、短大・専門学校卒が16万7000円程度、大学卒18万7000円程度をいずれも若干名の採用を考えております。なお、ネットワークシステムの導入、DX化を図り、職員の有効活用というものを図って参りたいと考えております。今後のスケジュールなんですけども、今月検討委員会の方で図っていただきまして、そのあと具体的な採用活動を開始いたします。10月については運営の新会社を設立、そして経験者移籍者を順次採用いたしまして、その後運営方針、料金、仕入先決定、プロモーション等を継続して行っていきます。令和5年4月から新卒者を採用をはじめ、各種研修、勤務シフトの作成等にあたります。なお、令和5年の夏頃に開業いたしますので、そこから本格始動と考えております。簡単ではございますが子会社の設立について説明を終わります。

(議長) はい。ただいまの運営子会社の設立に対する事務局の説明についてご質問等ありますでしょうか。

(保健福祉課長) はい。そもそも指定管理制度でこのことは可能なんですか。子会社の設立してそこに運営をさせるという。

(議長) 事務局。

(事務局) まず、協定書の締結をすでにクリエイト伊方さんで行っているんですけれども、そちらの方で予め町で承認があれば運営を第三者に任せることができるという記載もありますし、他のもう一つの方法といたしましては、伊方町の方で、その子会社に請負わせるということができる決まりもありますのでスムーズな方法で進めていきたいと考えております。

(議長) 何か施設名の亀ヶ池温泉亀乃湯別邸、これは仮称ですけど、これの考え方って温泉部分は亀ヶ池温泉なんですか。

(事務局) はい。

(議長) 亀乃湯別邸のほうは。

(事務局) 亀乃湯別邸の方は新たにできます7部屋の旅館、そちらのほうを別邸という形でつけさせていただきますらなと思います。

(議長) 温泉ゾーンと宿泊ゾーンに分けて、温泉ゾーンが亀ヶ池温泉、宿泊ゾーンが亀乃湯別邸ということですか。

(事務局) はい。

(建設課長) 子会社ということなので親会社がありますよね。親会社がクリエイト伊方ですよ。今の話でいうと協定を結んで子会社、運営会社がパワーアップしてもそこに引き継げれるとして、次の会社の新たな指定管理者さんが次は新たな運営体制を作るから子会社はいらないよって言えばそれは承認するんですかね。

(議長) 事務局。

(事務局) 現在、亀ヶ池温泉の指定管理期間、現在のクリエイト伊方が担っていただいている期間は、令和6年度までの期間となっております。令和2年4月1日から令和7年7月31日までが現在の指定管理期間です。その期間につきましては協定書に基づいて第三者へ請負う等々を対応できる部分から子会社の方に運営を任せまして、7年度からにつきましては、再度令和6年度中に新たな指定管理者を募集いたしますので、そこで申し込みをいただき、審査をして最終決定という形になるかと思っております。

(建設課長) この指定管理者を募集するときに、この子会社を使ってくださいというのを条件に募集するんですか。

(事務局) そういった条件にはいたしません。

(建設課長) 新しい指定管理者ができたときに、その運営会社がスタッフをきちっと揃えて運営しますからとなるとその子会社は消滅するということですか。

(事務局) 親会社独自でやるよって言った場合ですか。

(建設課長) 可能性ないですか。

(アドバイザー) 例えば町 60% クリエイト伊方 40% というのは今のクリエイト伊方が指定管理をとっている間はこれでいきますと。その時は子会社が運営をいたしますと。指定管理期間が終わりましたということになれば、おそらくこの子会社独自としても、子会社といえども、クリエイト伊方の出資が入っているから子会社という言い方をしているけれども、独立した一つの法人なんですね。ですからこの子会社自身で手を挙げて指定管理を応募しますということもできます。それでいえば状況がまた違うと思いますが。クリエイト伊方も手を挙げるんだったら挙げるし、現在はクリエイト伊方の子会社として手を挙げることはできます。それを選ぶのは町ですということですから。そういった意味ではクリエイト伊方の指定管理期間中は子会社なんだけど、指定管理を離れたら一つの法人だという風にみなしていただければ良いかなと思います。

(建設課長) 独立した一つの法人であって要するに申し込みすることができるし、選定されなかった場合には解散か別の業務で組織を支えるということ。

(アドバイザー) 解散か、例えばはなはなに手を挙げるかもしれないし。一つの法人ですから。

(議長) 簡潔に言えば、令和 6 年度、令和 7 年 3 月 31 日までクリエイト伊方さんが指定管理者として指定されておりますのでその間はクリエイト伊方さんが指定管理を担うと。ただ運営はクリエイト伊方の子会社である運営子会社が亀ヶ池温泉の運営を行うと。そして令和 7 年度以降はまた新たな指定管理を募集するという形になるんじゃないかと思います。建設課長よろしいですか。

(建設課長) ちょっと制度上の話ですべてがクリアできているというのであれば、先ほどの心配した想定部分、管理の割合部分にもよるんでしょうけれども、クリエイト伊方さんが指定管理者でやるということなんですけれども、事実的なかわりというところでいって丸投げは良くない、そこらあたりも含めてそういった指定管理制度というものに則している形態でということであれば、議会からも恐らく言われると思いますので、きちっと説明ができれば問題ないと、私はそれ以上のことはありません。

(議長) 何も大事なことは収益構造を改善するということなんですね。その収益構造を改善するためにはレストラン部門を直営にしたり、あるいは新たに宿泊ゾーンの部屋数を増やしたり、今度は既存の簡易宿泊所 5 部屋プラス新たに 7 部屋を増やします。全体で 12 部屋、そのうち 7 部屋には内風呂付きの部屋もある。最大利用人数が 40 人まで泊まれる施設ができあがるということでございます。ですから今回のこの亀ヶ池温泉の運営におきましては、温泉部門、レストラン部門、宿泊部門、それから売店、こういった全体を運営していくということになります。それをすべて直営で運営することによって収益構造を見直していわゆる赤字からの脱却を図ると、そのために子会社においては経験者も含めてホテル・温泉施設等々の運営が十分できるような体制をとっていくというようなことになります。また新卒者も採用をしていきます。他何か質問ございますか。よろしいですか。それでは特にないようでしたら、指定管理上の問題は事務局のほうから先ほどの回答からありましたのでこの亀ヶ池温泉の経営を担う子会社の設立についてこの案どおり説明させていただくということでもよろしいでしょうか。そしたら意義がございませんのでご承認をいただいたということで町長のほうに報告をさせていただきます。以上でございますけれども議題のその他、事務局からございましたらお願いします。

(議事5) その他

特になし。

(議長) そしたら、全般を通してよろしいですか。それでは以上をもちまして第8回の亀ヶ池温泉
再建検討委員会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。